

八戸市農業委員会 5 月総会議事録

日時：令和5年5月12日（水）午後1時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 18 名中 15 名

1 番 加藤 浩幸 出	2 番 木村 武美 欠	3 番 澤向 敏一 出	4 番 三浦 豊 出
5 番 馬場 豊 出	6 番 阿達 福壽 出	7 番 内沢 豊 出	8 番 籠田 悦子 出
9 番 長根 昭男 出	10 番 赤坂 英夫 出	11 番 狛守 文宏 出	12 番 松橋 剛志 出
13 番 中村 正記 出	14 番 西野 茂雄 出	15 番 明戸 政勝 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 谷地 秀典 欠	18 番 （欠員）	19 番 村上 正憲 欠	

農地利用最適化推進委員 22 名中 18 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 欠	3 番 河原木 一実 出	4 番 田名部 浩 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 欠
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 欠
13 番 橘 由正 出	14 番 梅津 孝敏 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 大倉 喜八郎 出	18 番 金谷 由松 欠	19 番 坂 文雄 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）中里 紀文、 農政GL 山崎 真史、
主幹 柏村 幸、主事 若佐谷 龍太、主事 宮本 朋佳

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
松橋事務局長	事務局の松橋から御報告いたします。 本日は、木村農業委員、村上農業委員、谷地農業委員、金谷推進委員、下館推進委員、田中推進委員、鈴木推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。
松橋事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。
会長職務代理者	今年も、私の誕生日に総会を開いて頂いてありがとうございます。還暦となりました。還暦というのは生まれた年の干支に戻るということで、本家帰りとも言うということで、ゼロからスタートしたいなと思います。健康第一で頑張っていきたいなと思っております。 【憲章唱和】
松橋事務局長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。
会長	本日は、五月という忙しい中御出席を頂きまして、ありがとうございます。ここ何日間か、霜注意報も出てますし、朝の冷え込みも凄く、今日うちのハウスは、3℃でした。ちょっと寒くてハウスの水かけ1時間ぐらい後にして、苗に水をあげたっていう状態であります。今日ここに来ますのにも、風が冷たいなと思って

駐車場からここまで移動してまいりました。私は、なんでも心配性なんですけども、ほんとに今年一年どういう年になるのかなと心配しながら、まずは田植えとか苗もの様々な春の仕事を頑張っていきたいと思います。本日の議事につきまして慎重に御審議いただきますよう宜しくお願いいたします。

会長

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、15 番 明戸 政勝 委員、16 番 寺沢 和則 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 20 号、令和 4 年度事業報告についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

それでは事務局の松橋から、令和 4 年度事業報告について説明致します。資料は、A 4 縦で右上に総会資料 別冊と記載されたものとなります。失礼ながら着

座により、説明させていただきます。

概要ですが、詳細に説明したいところですが、時間の都合もありますので、要約して説明させていただきます。まず1ページ目の下から2つ目の段までのところを説明させていただきます。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった活動もございましたが、事業計画に基づき、総会活動のほか、遊休農地の解消と発生防止、農地流動化の推進、優良農地のあっせん事業の実施、農業経営に積極的に取り組んでいる模範的な農業後継者の顕彰などを行っております。

また、三八地区農業委員会連絡協議会の一員として、国会議員への要請活動を行なうとともに、農業者との意見交換会を開催し、農業者の声を政策提案に反映するよう努めております。

2ページをお開き願います。会議等開催状況の 1 総会、

(1) 議決事項ですが、アからテまでの19項目について、議決いただいております。

(2) 協議事項は、アからシまでの12項目について、検討していただきました。

3ページを御覧願います。

2 運営協議会については、主に総会案件に関する事前打合せとなっており、

3 主な研修会・大会等につきましては、資料記載の開催状況となっております。

4ページをお開き願います。

以降の資料の内容につきましては、「Ⅱ 農政関係活動報告」は、山崎農政グループリーダーから、8ページからの「Ⅲ 農地関係活動報告」につきましては、中里次長から説明致します。

山崎 G L

事務局の山崎から、農政関係活動について御説明いたします。

資料4ページを御覧願います。

(1) 農家相談活動については、12月に農家座談会を開催いたしました。

(2) 情報活動は、「はちのへのうぎょうだより」と「八戸ののうぎょう」を

計画どおり発行し、

(3) 農地台帳の整備は、年間を通じ台帳補正事務に努めました。

5 ページに移りまして、

(4) 農地台帳記載証明書の交付は、本庁と南郷事務所を合わせて 249 件、

(5) 租税特別措置法に基づく証明書発行は、贈与税関係が 3 人、相続税関係が 29 人でした。

(6) 経理記帳の普及は、農業者からの相談に迅速に対応するよう努め、

(7) 農業後継者の顕彰は、谷地孝仁さんを顕彰し、累計 68 人となりました。

(8) 家族経営協定については、令和 4 年度の新規締結はありませんでした。

6 ページに移りまして、

(9) 農業者等との意見交換会は、有限会社柏崎青果の柏崎代表から講演をいただき、参加者による意見交換を行いました。

(10) 農業者年金事業のア 加入状況は、新年金の加入者が 28 人、旧年金の受給待期者が 15 人で、イ 農業者年金受給状況は、新年金が合計 76 人、旧年金が合計 209 人でした。

7 ページに移りまして、

外郭団体である八戸市農業経営者協議会については、記載の会議や視察研修会を開催しております。

農政関係活動報告の説明は、以上です。

中里 G L

続きまして、事務局の中里から、Ⅲ 農地関係活動報告につきまして御説明いたします。

8 ページをお開き願います。

農地の権利移動と転用などの処理状況につきまして、表になっておりますとおり直近 2 か年の事務処理の件数と面積をまとめております。

農地の権利移動でございますが、事務処理の合計は、令和 4 年は件数で 205 件、面積で約 91.2ha となっており、前年より件数・面積ともに減少しております。

農地の転用でございますが、事務処理の合計は、令和４年は件数で１６９件、面積で約１１．５ha となっており、こちらも前年より件数・面積ともに減少しております。

その他の事務処理につきましては、表に記載のとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

１０ページをお開き願います。

１、農地流動化と経営規模拡大施策のうち、（１）、農業経営基盤強化促進事業につきましては、ア、利用権設定実績として、設定件数は１６３件、設定面積は約７５．４ha となっており、その内訳等については資料に記載のとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

１１ページを御覧願います。

２、遊休農地解消普及活動につきまして、農業委員会では、農地の利用状況調査と農地パトロールを実施しており、令和４年度は、委員の皆様の御協力のもと、８回の農地パトロールを実施いたしました。

令和４年度における遊休農地の調査結果を表として掲載しておりまして、遊休農地の合計面積は、約１９９．９ha となっており、そのうち、赤区分の再生利用が困難な農地につきましては、令和４年８月総会、９月総会及び１０月総会において非農地と判断していただきましたので、所有者に通知し、農地台帳から除外したところです。

１２ページをお開き願います。

このページの項目につきましては、日頃行っております窓口での対応や、関係機関・部署との調整内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、農地関係活動報告の説明を終わります。令和４年度事業報告につきましては、説明を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第 3

次に、日程第 3、議案第 21 号、令和 5 年度事業計画（案）についてを議題と

会長

いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から、令和 5 年度事業計画（案）について説明致します。資料は、A 4 縦で右上に総会資料 別冊と記載された、令和 5 年度事業計画（案）となります。着座により、説明させていただきます。

令和 5 年度の事業計画については、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症が 5 類に引き下げられたことを踏まえ、例年通りの活動を行うことを見込み作成しております。

まず、1 ページ目の基本方針ですが 2 つ目の見出しを中心に説明いたします。

当農業委員会では、担い手の中心となる認定農業者や新規就農者などの意欲ある担い手の育成・確保と経営支援の強化、農地の利用集積と有効利用の推進、遊休農地の発生防止・解消などの活動を積極的に展開し、「第 12 次八戸市農業計画」に沿った農業者への取組み支援、市農業委員会憲章の理念に基づき、法令順守と高い倫理観を持ち、環境に調和した持続性の高い活力ある農業と農村社会の実現に向けて活動します。

2 ページをお開き願います。

I 会議関係の、1 総会については毎月の年 12 回を予定しております。7 月 18 日には臨時総会を開催する予定です。こちらは組織会として開催となりますので、会長や職代者を決定するものでございます。

2 運営協議会の開催は、必要に応じて随時協議してまいります。

3 委員研修会の開催は、委員改選後の開催を予定しております。

4 会議・研修会・大会等の開催参加については、記載のとおりとなっております。

続いて、3 ページからの「II 農政関係活動」につきましては、山崎農政グル

ーブリーダーから、5 ページからの「Ⅲ 農地関係活動」につきましては、中里次長から説明致します。

山崎 G L

事務局の山崎から、御説明いたします。

資料 3 ページを御覧願います。

農政関係活動については、農業委員会の基本方針に基づき、地域農業の振興発展と農業経営基盤の確立のため、各種事業を積極的に推進してまいります。

具体的な事業については、資料 3 ページから 4 ページにかけて記載している、1 建議要望から、12 外郭団体活動までの 12 事業となりまして、例年実施の事業ですので、各事業説明については割愛をさせていただきますが、新型コロナウイルス感染症の 5 類引き下げに伴い、出来るだけコロナ禍以前の形で実施できればと考えております。

農政関係活動の説明は以上です。

中里 G L

続きまして、事務局の中里から、Ⅲ、農地関係活動につきまして御説明いたします。

5 ページを御覧願います。

1、農地事務の適正処理でございますが、農地等の権利移転・設定及び農地転用許可申請の処理等、農地法等に基づく農地事務処理につきましては、他法令との調整を図りながら、慎重かつ適正な処理に努めてまいります。

2、遊休農地解消活動事業につきましては、委員の皆様の御協力をいただきまして、今年度も農地パトロールを実施し、遊休農地の解消と発生防止に努めてまいります。

3、農業経営基盤強化促進事業につきましては、育成すべき農業経営者への農地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業などを実施してまいります。

その他、4、農地移動適正化あっせん事業から、6 ページにわたりまして、10、農地中間管理事業までの活動につきましては、資料に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、農地関係活動につきましての説明を終わります。

山崎 G L

令和 5 年度農業委員会予算概要について御説明いたします。

資料の 7 ページを御覧願います。

今年度の農業委員会の予算概要ですが、

歳入は、機構集積事業補助金、農業委員会交付金、農業者年金受託事業、農業関係証明手数料等を合わせて、95,094,000 円、

歳出は、委員報酬や職員給料等の人件費、委員、職員の旅費、消耗品等の需用費、のうぎょうだより配布や農地台帳システム保守管理に係る委託料、三八大会及び県大会のバス借上料など合わせて、95,094,000 円を計上しております。

予算概要の説明は以上です。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 22 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

坂委員

坂から報告いたします。去る4月27日、長根農業委員と市庁本館4階会議室Aにおいて、番号8番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

3条8番

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、粟です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約2.5km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、1tトラック、草刈機各1台を所有しており、新たにトラクター1台を購入予定とのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

上村委員

上村から報告いたします。去る4月27日、阿達農業委員と長根農業委員と市庁本館4階会議室Aにおいて、番号9番と番号10番を調査してまいりました。

はじめに番号9番について説明いたします。

3条9番

貸人の住所、氏名、年齢、及び借人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、借人は本人が、貸人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、使用貸借です。申請理由は、借人は新規就農、貸人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における借人の作付計画は、ピーマンです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約16km、耕作道あり、借人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は2年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶

3条 10 番

予等はありません。世帯員は男1人で、農業専従者です。また、労働力として知人1名を年間100日程度で農繁期に臨時雇用するとのこと。農機具保有状況は、トラクター、管理機各1台を知人から借用するとのこと。

続きまして、番号10番について説明いたします。資料の2ページをお開き願います。

受人の住所、氏名、年齢、及び渡人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約600m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は5年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、田植機、コンバイン各1台を父親から借用するとのこと。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

橘委員

橘から報告いたします。去る4月27日、阿達農業委員と市庁本館4階会議室Aにおいて、番号11番と番号12番を調査してまいりました。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。番号11番と番号12番の案件は、受人が同一のため、一括して報告いたします。

3条 11 番、12 番

調査には、受人は本人が、渡人は、番号11番は代理人が、番号12番は本人が出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、いずれも売買です。申請理由は、受人はいずれも規模拡大のため、渡人はいずれも労力不足のためです。申請地の貸付けはいずれもありません。申請地における受人の作付

計画は、番号 11 番はかぼちゃ、栗、柿、番号 12 番は大豆です。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例はいずれもありません。申請地周囲の状況ですが、いずれも、通作距離は約 1 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なしです。休耕地・山林地は、番号 11 番はなし、番号 12 番はあります。農業経験は 8 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 2 人で、うち農業専従者は女 1 人、兼業者は男 1 人、女 1 人です。農機具保有状況は、耕運機、軽トラック、草刈機各 1 台を所有しており、新たにトラクター 1 台を購入予定とのことです。

調査の結果、いずれの案件も、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

松橋委員

参考のためですけど、8 番と 11 番、12 番と売買となっておりますけど、売買価格をお知らせいただきたいのと、9 番ですけども、新規就農でその後の計画はどういう計画なのか教えていただきたいです。

若佐谷主事

売買金額についてですが、8 番は合計で 1,300 万円、10 番は 2 筆合わせて 50 万円、11 番と 12 番は、11 番が 40 万円、12 番が 68 万円となっております。

9 番の今後の計画ですが、9 番の受人はここ 2 年間でこの農地で地域の方に教えてもらいながら、ピーマンの研修をしていて、まずは使用貸借で農地の権利を設定し、今後は権利を取得していくということを聴き取りしております。

会長

その他に御質問ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 5

次に、日程第 5、議案第 23 号、令和 5 年度第 2 号八戸市農用地利用集積計画

会長

の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第 23 号、令和 5 年度第 2 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料 3 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 34 件、使用貸借 8 件の計 42 件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 11 名、貸し手 42 名で、利用権設定面積は、合計 284,400.48 m²でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積 1 番

番号 1 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料は水利費でございます。

利用集積 2 番

番号 2 番、利用権の種類及び内容は、長いもを作付けするために、4 年 11 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額 170,000 円でございます。

利用集積 3 番

番号 3 番、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために、2 年 7 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額 276,000 円でございます。

番号 4 番から資料 9 ページの番号 42 番までは、農地中間管理機構の業務を請

	け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。
利用集積 4 番～7 番	番号 4 番から資料 4 ページの番号 7 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4 年 5 か月間使用貸借するものでございます。
利用集積 8 番	番号 8 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 4 年 10 か月間使用貸借するものでございます。
利用集積 9 番～19 番	番号 9 番から資料 6 ページの番号 19 番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 9 番は 1 年 9 か月間、番号 10 番から資料 5 ページの番号 16 番、番号 18 番から資料 6 ページの番号 19 番までは 2 年 9 か月間、資料 5 ページの番号 17 番は 9 か月間となっており、賃借料につきましては、資料 4 ページの番号 9 番から番号 12 番、資料 5 ページの番号 14 番から番号 15 番、番号 17 番から番号 18 番までが 10 a 当たり年間 10,000 円、番号 13 番が年間総額 102,300 円、番号 16 番が年間総額 31,600 円、資料 6 ページの番号 19 番が年間総額 69,400 円でございます。
利用集積 20 番	番号 20 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 4 年 2 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 6,800 円でございます。
利用集積 21 番 ～23 番	番号 21 番から番号 23 番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、水稻を作付けするために、3 年 11 か月使用貸借するものでございます。
利用集積 24 番、 25 番	番号 24 番から資料 7 ページの番号 25 番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、水稻を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 24 番は年間総額 6,100 円、番号 25 番は 10a 当たり年間 7,600 円でございます。
利用集積 26 番	番号 26 番、ピーマンを作付けするために 10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額 5,000 円でございます。
利用集積 27 番	番号 27 番から資料 9 ページの番号 42 番までは同一の借り手による利用権の設

～42 番

定となるもので、長いもを作付けするために 10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 27 番が年間総額 60,000 円、番号 28 番が年間総額 80,000 円、番号 29 番が年間総額 200,000 円、番号 30 番から資料 8 ページの番号 31 番が年間総額 180,000 円、番号 32 番と番号 36 番が年間総額 100,000 円、番号 33 番と資料 9 ページの番号 37 番、番号 39 番が年間総額 50,000 円、資料 8 ページの番号 34 番が年間総額 275,000 円、番号 35 番が年間総額 120,000 円、資料 9 ページの番号 38 番と番号 41 番から番号 42 番が年間総額 150,000 円、番号 40 番が年間総額 250,000 円でございます。

公告年月日は、令和 5 年 5 月 18 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 6

次に、日程第 6、議案第 24 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

阿達委員

阿達から報告します。去る4月27日、長根委員と市庁本館4階会議室Aにおいて、番号7番、番号9番から番号12番、番号14番を調査してまいりました。

資料の11ページをお開き願います。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条7番

はじめに番号7番について報告します。

調査には、受人及び渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、贈与です。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、令和5年6月1日から令和5年10月1日まで。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財は区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地北側及び東側の一部に擁壁を設置した上で、申請地全体を盛土します。申請地の駐車場とする部分を砂利敷きします。排水については合併浄化槽と浸透枳を設置し、処理します。立地条件は、八戸市立旭ヶ丘小学校から南東側約500mに位置し、畑、宅地、雑種地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第3種農地です。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

長根委員

長根から報告します。去る4月27日、阿達委員と本館4階会議室Aにおいて、番号8番と番号13番を調査してまいりました。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条8番

はじめに、番号8番について報告します。

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、FIT法によらない太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和5年6月15日から令和5年10月31日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は

沢ノ上遺跡内ですが、令和5年2月2日に届出済み、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市高岩児童館から北東側約200mに位置し、畑、宅地、原野、雑種地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、番号8番の報告を終わります。

阿達委員

再び、阿達から番号9番から資料12ページの番号12番について報告します

5条9番～12番

番号9番から番号12番の4案件ですが、受人及び転用目的が同一で、隣接している申請地を一体利用するものですので、一括して報告します。

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、いずれも売買です。転用目的は、F I T法によらない太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和5年6月15日から令和5年10月31日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立白銀中学校から東側約1.4 kmに位置し、いずれも畑、雑種地に囲まれ、私道を通じて市道に接続しています。なお、私道の所有者から持分の一部を売買により取得する予定となっており、所有者からの確約書が提出されています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、番号9番から番号12番の報告を終わります。

長根委員

再び、長根から番号 13 番について報告します。資料の 13 ページを御覧ください。

5 条 13 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、F I T 法によらない太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和 5 年 6 月 15 日から令和 5 年 10 月 31 日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置し、申請地東側に畦畔を設置します。立地条件は、青森県立八戸工科学院から南西側約 450m に位置し、山林、原野に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。以上で、番号 13 番の報告を終わります。

阿達委員

再び、阿達から番号 14 番について報告します。

5 条 14 番

調査には、受人及び渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、贈与です。転用目的は、住宅 1 棟建築です。実施計画は、令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 12 月 28 日まで。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地北側の一部に擁壁を設置した上で、申請地の一部を盛土します。住宅の周囲を砂利敷きし、通路とする部分をコンクリート舗装します。排水については隣接する渡人の住宅の既存汚水桝に繋ぎ、処理します。立地条件は、八戸市滝谷生活館から北東側約 150m に位置し、田、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 1 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続されるものとして不許可の例外に当たるためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事

業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、番号 14 番の報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

赤坂（英）委員

今、FIT 法という言葉が出てまいりました。お分かりになれば、FIT 法による買取単価、FIT 法によらない買取単価が今どうなっているのか教えていただけますでしょうか。

阿達委員

私の知る範囲でお知らせします。FIT 法というのは、固定価格買取制度ということで、国が定めた制度です。10 年間買取するということで、10 年間の買取が終わると、その後は、自由化というのでしょうか、各買取業者がその価格、1 kw/h それぞれの単価を例えば、電気事業者があるわけですが、東北電力、東京電力、関西の方は中部電力とか九州電力まであるわけですが、参考までに調べたところでは、東北、東京電力は 1 kw/h 11.5 円だそうです。

赤坂（英）委員

これは、買取価格ですか。

阿達委員

買取価格です。

赤坂（英）委員

これは、FIT 法ですか。

阿達委員

FIT 法によらないものです。中部、関西電力は 10 円、九州電力は 8.5 円だそうです。こういう価格の設定をした上で買取をする。お客さんは売電する気持ちなわけですので、自由に個々の事業者を選ぶことで、個人の差が出てくるということです。私の知る限りでは、この辺りです。

赤坂（英）委員

FIT 法による買取価格をはお分かりになりますか。

若佐谷主事

申し訳ありません。手元に資料がないです。一応今回の申請の FIT 法によらない単価は、この会社は 1 kw 辺り 11 円で売買するということでした。

赤坂（英）委員

ありがとうございます。

会長

その他に御質疑等ありませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 7

次に、日程第 7、議案第 25 号、八戸農業振興地域整備計画の変更に係る意見

会長

についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から、八戸市長より協議のありました、議案第 25 号、八戸農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを御説明いたします。

資料の 15 ページをお開き願います。変更内容は、農用地編入 1 件でございます。資料の 16 ページと合わせて御覧ください。

番号1番、申出者及び申出地の所在地番、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。変更理由は農地中間管理機構関連農地整備事業のためでございます。申出に至った経緯でございますが、担い手への農地の集積、集約化及び高収益作物の導入等による地域の収益性向上を目的に、県営谷地田地区農地中間管理機構関連農地整備事業で一体的な圃場整備を実施するためございまして、事業実施の要件として、事業対象農地は農用地区域内の農地でなければならないため、当該申出地を農用地区域に編入するものとなっております。申出地につきましては、JR八戸線長苗代駅から北西側約1,250mに位置し、国道及び市道に接続しており、周囲は田、宅地、雑種地に囲まれております。当該変更に係る意見でございますが、懸念される点は見られず、農業委員会業務における支障はないものと認められることから、意見は特になしとして差し支えないものと考えられます。よって、総会資料の16ページに記載の意見案のとおり八戸市長へ回答してよろしいか、御審議くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画の変更について意見のない旨、八戸市長に回答いたします。

日程第 8 会長	次に、日程第 8、報告第 20 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
宮本主事	事務局の宮本から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 4 月分でございます。
相続等 36 番～53 番	資料の 17 ページをお開き願います。権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。今回の届出は、資料 17 ページの番号 36 番から資料 23 ページの番号 53 番までの計 18 件となっており、権利取得事由は資料 18 ページの番号 41 番と資料 19 ページの番号 42 番が時効取得、その他はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料 17 ページの番号 36 番と資料 19 ページの番号 44 番が有り、その他は無しとなっております。いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 9 会長	次に、日程第 9、報告第 21 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
若佐谷主事	事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 5 条農地転用届出の 4 月分でございます。

	5条届出につきまして御報告いたします。資料の25ページをお開き願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条17番	番号17番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条18番	番号18番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条19番	番号19番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
	次ページをお開き願います。
5条20番	番号20番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条21番、22番	番号21番、番号22番、転用目的は駐車場でございます。
	次ページを御覧願います。
5条23番	番号23番、転用目的は貸寮1棟建築でございます。
5条24番、25番	番号24番、番号25番、転用目的は駐車場でございます。
	次ページをお開き願います。
5条26番	番号26番、転用目的は駐車場でございます。
5条27番	番号27番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条28番	番号28番、転用目的は貸駐車場でございます。
	次ページを御覧願います。
5条29番	番号29番、転用目的は園舎1棟建築でございます。
	届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
	以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第10	次に、日程第10、報告第22号、農地法第18条第6項の規定による通知につ
会長	いてを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

宮本主事

事務局の宮本から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 4 月分でございます。資料の 31 ページをお開き願います。賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 5 番

番号 5 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等はありませんとなっております。

18 条 6 番

番号 6 番は、農地法 3 条に係る賃貸借の合意解約で、補償等はありませんとなっております。

受理通知年月日は、令和 5 年 5 月 18 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後 3 時 30 分)